

(参 考)

請 願 ・ 陳 情 文 書 表

(請 願)

陳情第8号

受動喫煙防止条例の早期制定を求める陳情(継続審査)

(陳情の趣旨)

私たちはスモークフリーの社会を目指し活動している団体であるが、今日、喫煙がもたらす健康被害は医・科学的にも立証されているところである。平成15年5月1日に施行された健康増進法では喫煙の弊害が指摘され、有効な対処策を講じるよう指摘するとともに、我が国も批准し平成17年2月27日に発効したたばこの規制に関する世界保健機関枠組条約(FCTC)においては具体的な施策が明記され、すべての締約国が有効な対策に取り組むよう要請されているところである。

しかし、我が国では現状において喫煙被害に関する有効な施策が実効されているとは言いがたく、ましてや毎年6800人が亡くなっているとも言われている受動喫煙対策は遅々として進んでいないのが現状であり、先進国の中では対策のおくれている極めて特異な国となっている。

一方、平成22年4月1日から施行された神奈川県公共の施設における受動喫煙防止条例は全国初の条例として注目を集めたが、今日、当該県民の87%の賛成を得ているほか、喫煙者に限っても59%が賛成しているとの報告がなされている。さらに約七、八万人の神奈川県民が禁煙を達成したと推計され、県民の健康保持に寄与した条例の社会的効果として評価されているところである。

このような現状の中で禁煙対策は最優先の課題であり、市民の健康を守る立場からも、市において一刻も早く受動喫煙防止条例を制定されることを陳情する。

(陳情事項)

受動喫煙防止条例を制定すること。

平成24年4月4日

陳 情 者 東京都新宿区市谷薬王寺町 30-5-201
日本禁煙学会
理事長 作田 学 外1人
